



2024年2月22日

各 位

会社名 株式会社イーディーピー  
代表者名 代表取締役社長 藤森 直治  
(コード番号：7794、東証グロース市場)  
問い合わせ先 代表取締役副社長 兼 総務部長 高岸 秀滋  
(TEL 06-6170-3871)

### 訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2024年2月22日開催の取締役会において、本社事務所建物の貸主等3名に対し、損害賠償請求及び本社事務所建物賃料減額確認の訴えを大阪地方裁判所に提起することを決定いたしました。

#### 記

#### 1. 提訴対象（予定）

貸主：有限会社新千里（代表取締役 丸山 雅美）  
仲介人：株式会社グッドライフ（代表取締役 西村 弘樹）  
仲介人：オレンジホームこと藤瀬 順一  
(以下、「貸主等」といいます。)

#### 2. 訴額（予定）

合計 金1億4,114万3,889円  
内訳) 損害賠償請求予定額 金1億3,094万9,272円  
本社建物賃料支払義務不存在確認の訴額 金1,019万4,617円

#### 3. 請求の原因

当社は、本社事務所（大阪府豊中市上新田4-6-3）の建物について、2012年8月2日に重要事項説明を受けた後、2012年8月28日付で建物賃貸借契約書を締結し、同年9月1日より賃借しております。

本件建物の賃貸借契約前の重要事項説明において、工場として使用できる旨を確認できましたので、貸主と賃貸借契約を締結し、本社事務所兼工場として使用しておりました。

2021年11月に、本件建物の工場使用が建築基準法に違反しているとの指摘があり、違反の事実が判明しましたので、直ちに工場内の機械装置の稼働を停止し、横江第1工場と横江第2工場（現：開発部）に移転しました結果、機械装置の移転費用、横江第2工場の賃借費用及び内装工事費等が新たに発生いたしました。

機械装置の移転後、本件建物の貸主等に対し、機械装置の移転費用や移転先の賃借費用、内装工事費等の賠償や、本件建物の賃借料の内、当該機械装置設置部分に相当する賃料の減額交渉を行ってまいりましたが、貸主等との交渉が決裂に至りましたので、当社が被った損害を明らかにし、その賠償を求めするため、この度、民法709条及び民法611条1項に基づき提訴することといたしました。

#### 4. 今後の見通し

提訴対象とする貸主等3名に関しては、今後準備が整い次第、損害賠償請求訴訟を提起する予定です。

また、2024年3月期の当社業績に与える影響につきましては、軽微なものを見込んでおりますが、今後開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上